

令和2年度認知症対応型サービス事業開設者研修

開催要項〈Ⅱ変更分〉

【1.目的】

認知症対応型サービス事業所を運営していく上で、必要な認知症介護に関する知識を修得することにより、介護サービス事業所全体の質の向上を図ることを目的とします。

【2.実施主体】 島根県

【3.実施機関】 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

【4.受講対象】 次の①②③のいずれかに該当する方

- ① 指定小規模多機能型居宅介護事業所の代表者
- ② 指定認知症対応型共同生活介護事業所の代表者
- ③ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者

※今後、開設を予定している事業所の代表者は、開設時に本研修を受講していることが必要です。

※代表者変更になった場合、新任の代表者は本研修を受講することが必要となります。

※地域密着型サービス事業所の人員基準上、本研修の受講が必要となる場合がありますので、詳しくは別紙「指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修」をご参照ください。

【5.研修日程】

回	会場	期 日	開催場所	定 員
第Ⅱ回	出雲	令和2年11月12日（木）	朱鷺会館中ホール	15名

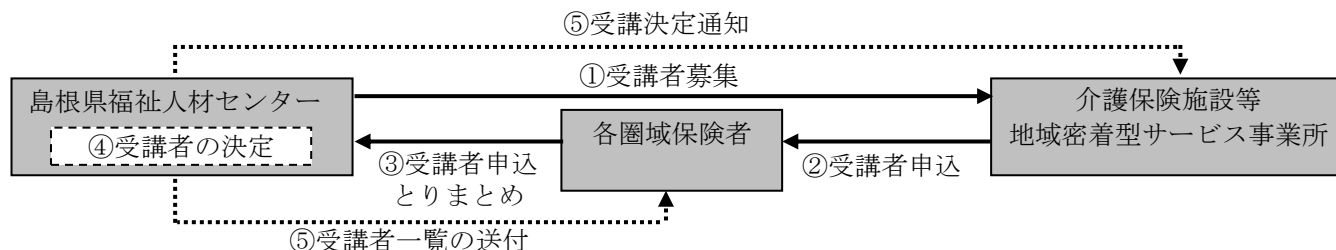
【6.研修内容】

時 間	内 容	講 師
9:00～9:25	受付	
9:25～9:30	開会	
9:30～11:00	認知症高齢者の基本的理解	医療法人 同仁会 理事長・医学博士 櫻井 照久 氏
11:10～12:10	家族の理解・高齢者との関係の理解	認知症の人と家族の会島根県支部 代表 黒松 基子 氏
12:10～13:10	昼食・休憩	
13:10～14:00	地域密着型サービスの基準について	島根県健康福祉部高齢者福祉課
14:00～17:20	認知症高齢者ケアのあり方 地域密着型サービスの取り組みについて	社会福祉法人 草雲会 理事 重松 幸子 氏
17:20～17:30	職場体験オリエンテーション	

職場体験 【8時間】	<ul style="list-style-type: none">・利用者の立場から各事業者におけるケアを体験することで、利用者にとって適切なサービス提供のあり方等を理解することを目的としています。・講義終了後、概ね2週間以内に職場体験をしていただきます。・職場体験終了後、A4版5枚程度のレポート作成を義務付けます。・職場体験の詳細については、研修日当日にお知らせします。
---------------	---

【7.申込方法・受講決定】

- (1) 受講申込書（様式第5号）により、各圏域の介護保険者にお申込ください。（FAX不可）
- (2) 保険者は総括表（様式第2号別紙）に取りまとめのうえ、島根県福祉人材センターに受講申込書を提出してください。（FAX不可）
- (3) 受講の可否については、研修日の前月下旬までに各事業所に送付すると共に、保険者へ受講決定一覧を送付します。
- (4) 定員超過の際は、島根県が定める選考基準に基づき選考を行い、受講をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。
- (5) 受講申込書（様式第5号）につきましてはホームページに掲載しております。



回	会場	②事業所から保険者への受講申込受付期間	③保険者から福祉人材センターへの提出期限
第Ⅱ回	出雲	8月20日(木)～9月3日(木)【必着】	9月10日(木)【必着】

【8.受講料】 ひとり 5,000円

- (1) 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。開催日の1週間前までに所定の方法により受講料をお振込みください。
- (2) 決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合、開催日の1週間前までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金いたします。（手数料は事業所負担）

【9.修了証書】

- (1) 厚生労働省が定めた研修日程(時間数)を満たした出席者には島根県知事名の修了証書が交付されます。
- (2) **1科目でも、欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を発行できません。**
また、(注1) 研修受講態度が著しく不良であったり、研修内容を理解していないと判断される場合も、修了証書の発行を行わないことがありますので、あらかじめご了承ください。
(緊急かつやむを得ない場合等については県と協議のうえ、決定します)

- 注1) ①他の受講者、研修会場、実習施設に迷惑をかける行為。
②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等において消極的な態度も含む）
③研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等）

【10.その他】

- (1) 研修期間中の出席管理に伴い出席簿にサインをしていただきます。（印鑑は不要）
- (2) 昼食は500円（弁当のみ・税込）で斡旋します。受付時に業者が弁当券を販売します。
- (3) 研修会場は室温調整が十分にできませんので、衣服等で調整できるようにご準備ください。
- (4) 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- (5) 駐車場に限りがありますので、出来る限り公共交通機関をご利用ください。
- (6) 地震・台風・感染症（新型コロナウイルス等）など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、受講申込書に記載されたファックス番号あてに一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。
- (7) インフルエンザなど、受講者の健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。
- (8) 感染症対策の一環として、マスク着用のうえご参加ください。

【11.お問い合わせ先】

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当／柏井・原

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2 階

[TEL] 0852-32-5975

[FAX] 0852-32-5956

[URL] <https://www.shimane-fjc.com/>

【12.会場アクセス】

出雲 「朱鷺会館」 出雲市西新町 2 丁目 2456-4



■JR 西出雲駅南口より徒歩 10 分

※お車でお越しの方へ

正面駐車場が満車の場合は、建物裏側の未舗装スペース
にご駐車ください。

しまね花の郷には駐車しないでください。(夕方施錠)

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。